

「異例の降雪に対する国土交通省対策本部」について

1. 趣 旨

本年 12 月、普段ほとんど雪が積もらない四国地方において異例のまとまった降雪があり、幹線道路における立ち往生車両の発生による交通障害が発生した。また、多数の孤立集落の発生等、大きな被害や社会的影響が生じた。

これらの地域では、雪に対する経験や備えがほとんどないため、少量の積雪でも大きな被害や混乱が生じたものである。また、普段から降雪の多い地域においても、記録的な降雪等により大きな被害が発生するおそれがある。

今後の異例の降雪にあらかじめ備えるため、これまでの対応で得られた知見や教訓を踏まえ、国土交通省が関係府省や地方公共団体等と連携し、異例の降雪となった場合において被害を最小化するための対応を迅速かつ的確に実施することを目的として、今冬期間中、国土交通省に「異例の降雪に対する国土交通省対策本部」を常設する。

2. 設置日 平成 26 年 12 月 9 日

3. メンバー

(本部長) 国土交通大臣

(本部長代行) 国土交通副大臣及び国土交通大臣政務官

(副本部長) 事務次官、技監及び国土交通審議官

(本部員)

官房長	道路局長
大臣官房総括審議官	住宅局長
大臣官房技術総括審議官	鉄道局長
大臣官房建設流通政策審議官	自動車局長
大臣官房物流審議官	海事局長
大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官	港湾局長
大臣官房技術審議官	航空局長
大臣官房官庁営繕部長	北海道局長
総合政策局長	政策統括官
国土政策局長	国際統括官
土地・建設産業局長	国土地理院長
都市局長	観光庁長官
水管理・国土保全局長	気象庁長官
水管理・国土保全局砂防部長	海上保安庁長官

(平成 26 年 12 月 9 日現在)

4. 事務局

事務局は、水管理・国土保全局防災課が、大臣官房参事官（運輸安全防災）、道路局国道防災課、及び、気象庁企画課と連携して務める。